

2018年2月16日

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

平成30年2月4日からの大雪による被害を受けられた方々への 2月の視聴料等の免除について【第3報】

2月4日からの大雪により被災されました皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる82社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）は、2月4日からの大雪により、2月6日及び2月13日に災害救助法が適用された下記地域において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、2月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域（注）下線は第3報の追加適用分

【福井県】

福井市（ふくいし）
大野市（おおのし）
勝山市（かつやまし）
鯖江市（さばえし）
あわら市（あわらし）
坂井市（さかいし）
吉田郡永平寺町（よしだぐんえいへいじちょう）
丹生郡越前町（にゅうぐんえちぜんちょう）
越前市（えちぜんし）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、スカパー！オンデマンドご利用料金

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル
TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上